

東大和市市民事業評価会議設置要領

(設置)

第1 東大和市行政評価実施要綱（平成26年3月28日市長決裁。）第5条に規定する市民や民間の視点を把握することを目的として、東大和市市民事業評価会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会議において評価する事務事業（以下「評価事業」という。）を決定すること。
- (2) 評価事業について、個々の委員が評価を行い、その結果を市長に報告すること。

(構成)

第3 会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 市長が指名した者 4名以内
- (2) 公募による市民 4名以内

(委員の任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(会議の進行)

第5 会議の進行は、行政評価に関し専門的な知識を有する者が行うものとする。

(招集)

第6 会議は、市長が招集する。

(意見等の聴取)

第7 会議は、評価事業を担当する課長（相当職を含む。）及び担当者等について、会議への出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、企画財政部行政管理課が行う。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。